

改定後	改定前
<p>川崎市福祉のまちづくり条例 逐条解説（第4章関係）</p> <p>〔概要説明〕            &lt;1&gt;～&lt;2&gt; 略            &lt;3&gt; バリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築等の規模&gt;            条例では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、より広い範囲の建築物のバリアフリー化を進めるため、特別特定建築物等においてバリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築（新築のみ）の規模を、バリアフリー法で定める規模（2,000㎡以上）から、図5とおり引き下げます。            なお、増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合は、バリアフリー法で定める規模（2,000㎡以上）が対象となります。            ただし、建築基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第6項若しくは第7項の許可を受けた建築物については、委任規定への適合を義務付けていません。</p>	<p>川崎市福祉のまちづくり条例 逐条解説（第4章関係）</p> <p>〔概要説明〕            &lt;1&gt;～&lt;2&gt; 略            &lt;3&gt; バリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築等の規模&gt;            条例では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、より広い範囲の建築物のバリアフリー化を進めるため、特別特定建築物等においてバリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築（新築のみ）の規模を、バリアフリー法で定める規模（2,000㎡以上）から、図5とおり引き下げます。            なお、増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合は、バリアフリー法で定める規模（2,000㎡以上）が対象となります。            ただし、建築基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物については、委任規定への適合を義務付けていません。</p>
<p><b>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項</b>            （特別特定建築物に追加する特定建築物）</p> <p><b>第25条</b> 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第6項若しくは第7項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。</p> <p>（1）学校（令第5条第1号に規定するものを除く。）            （2）共同住宅            （3）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。）            （4）体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。）</p>	<p><b>第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項</b>            （特別特定建築物に追加する特定建築物）</p> <p><b>第25条</b> 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。</p> <p>（1）学校（令第5条第1号に規定するものを除く。）            （2）共同住宅            （3）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。）            （4）体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。）</p>
<p>附 則            この条例は、平成10年1月1日から施行する。            附 則（平成21年3月26日条例第11号）            （施行期日）            1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。            （経過措置）            2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物等（改正後の条例第27条に規定する特別特定建築物等をいう。以下この項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する建築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。）については、改正後の条例第4章の規定は、適用しない。            附 則（令和3年3月24日条例第15号）            （施行期日）            1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。            （経過措置）            2 第2条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第15条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第11条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第2条の規定の施行の日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第22条の規定は、なおその効力を有する。  <u>附 則（令和4年10月21日条例第36号）</u>  <u>この条例は、公布の日から施行する</u></p>	<p>附 則            この条例は、平成10年1月1日から施行する。            附 則（平成21年3月26日条例第11号）            （施行期日）            1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。            （経過措置）            2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物等（改正後の条例第27条に規定する特別特定建築物等をいう。以下この項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する建築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。）については、改正後の条例第4章の規定は、適用しない。            附 則（令和3年3月24日条例第15号）            （施行期日）            1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。            （経過措置）            2 第2条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第15条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第11条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第2条の規定の施行の日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第22条の規定は、なおその効力を有する。</p>